

令和8年度

要 望 書

一 関 市

当市では、令和8年度からの新しい総合計画において「ひとりひとりが輝く挑戦しつづけるまち いちのせき」を将来像として掲げ、各種施策を着実に押し進めております。

産業の振興はもとより、保健、福祉、医療、教育等の幅広い分野の充実、全国的な物価高騰に対する市民生活や地域経済活動への支援のほか、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、市民の利便性の向上と庁内業務の効率化に取り組んでおります。

当市は、人口減少・少子化・高齢化が進行する現状にあり、今後とも地域を維持するためには、人口減少によるダメージを少なくし、地域の活力を高めていく必要があります。さらに、当市は宮城県との県境に位置し、宮城県北の各市と生活圏を同じくすることから、市民生活に関わる取組は県境を越えた視点が求められております。

そのため、当市は、広域的な視点で近隣自治体との連携を強めていくとともに、市民との協働をより一層推進しながら、地域課題の解決に努めてまいります。

については、本要望書に掲げた事項について、積極的なご支援、ご協力を賜りますようお願いします。

令和8年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

一 関 市 長 佐 藤 善 仁

一関市議会議長 勝 浦 伸 行

目 次

重点要望

- 1 国際リニアコライダー（I L C）の実現について 1
- 2 ツキノワグマ被害対策について 3
- 3 国道4号の4車線化について 5
- 4 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について 6
- 5 岩手県地域産業成長プラン（案）について 7

一般要望

- 1 道路、河川等の整備及び災害防止対策について 9
- 2 地域医療体制等の充実について 17
- 3 地域公共交通に係る支援の拡充について 23
- 4 産業の振興と人材の確保へ向けた多様な対策について 25
- 5 子育て支援の充実について 34
- 6 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策に
ついて 40
- 7 地デジ県内放送の難視聴対策について 42
- 8 持続可能な農林業への支援について 44
- 9 水道施設整備と生活用水確保への財政支援について 47
- 10 流域下水道に係る負担金について 50
- 11 「ひらいずみ遺産」骨寺村荘園遺跡の保存活用等への財政支援に
ついて 52
- 12 防災庁地方拠点の付属機関である（仮）防災大学校の誘致について
..... 54



平泉町との連携要望項目には、このマークを記載しています。



重点要望 1

国際リニアコライダー（ILC）の実現について

国際リニアコライダー（ILC）は、世界中の研究者・技術者が結集するアジア初の国際出資・運営による大型国際科学技術研究拠点です。

その実現による波及効果は、学術の進展のみならず、我が国が標榜する科学技術立国と科学技術外交の推進、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには、人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献し、日本全国、世界に及ぶものです。

ILCの日本建設による効果は、イノベーションや国際人材育成、地方創生、震災復興など多分野にわたることから、これまでの学術プロジェクトとしての検討を超え、国家プロジェクトとして、政府が主導し、国際的な議論を進めることが必要不可欠です。

世界の素粒子物理学研究者コミュニティは、2004（平成16）年から国際チームによるILC技術開発を進め、2013（平成25）年には北上山地を世界唯一の建設候補地に選定したところではありますが、未だ実現には至っておりません。

地方創生を強力に推進し、子どもたちにバトンを引き継いでいくためにはILCの実現を欠かすことができません。

ついては、ILCの東北での早期実現に向けて、次の事項について要望します。

記

- (1) I L Cの建設を国家プロジェクトとして位置づけ、関係省庁横断による連携を強化するよう国に働きかけること
- (2) 政府が主導し、研究への参加、資金の分担、推進組織体制等に関する国際調整を進めるよう国に働きかけること
- (3) I L C実現に向け、建設候補地が一丸となった取組を進めるため、県が中心となり関係団体間での情報共有をさらに推進すること

重点要望 2

ツキノワグマ被害対策について

令和7年度、岩手県では4月に「ツキノワグマの出没に関する注意報」を、7月には「ツキノワグマの出没に関する警報」を発表しました。県内のツキノワグマ出沒情報件数は過去5年間で最多となり、住民の生命・身体の安全が深刻に脅かされる状況となり、令和8年度においても、人身被害が発生しております。

当市においても、令和7年度はこれまでで最多となるツキノワグマの出沒情報が寄せられたほか、人身被害が発生したことを受け、市民の安全確保に向けた各種対策に取り組んでおり、令和8年3月9日には一関市ツキノワグマ対策基本方針を策定し、

- ・ 被害に遭わないための予防策の周知・啓発
- ・ 人の生活圏への出沒防止対策の実施
- ・ 出沒時の対策と事前準備
- ・ 捕獲従事者の人材育成と市の体制整備等

の4つの区分により取り組んでおりますが、ツキノワグマの生息域は市町村や県境を越えていることから、対応が困難になっております。

については、市町村、岩手県、国との連携した対応が重要であることから、次の事項について要望します。

記

- (1) ツキノワグマの市街地等での出沒や樹上で膠着状態にある場合等、安全に捕獲する手段である麻酔銃猟を実施するための体制整備に向け

て新たな麻酔実施者の育成と市への麻酔実施者の派遣を行うこと

- (2) ツキノワグマによる人身被害が発生した際は、被害者への医療的・心理的支援を充実するとともに、地域住民の不安解消と安全・安心の回復に向けた情報発信及び広報支援を行うこと
- (3) 農林水産省の鳥獣被害防止対策交付金について、緊急捕獲活動経費の1頭あたり上限額の引き上げと、わなの設置や見回りなど、捕獲頭数に関わらず発生する活動経費を補助対象とすることについて国に働きかけること



重点要望 3

国道4号の4車線化について

国道4号は、岩手県南部の物流や観光などを支える社会インフラであり、沿線にトヨタ自動車東日本(株)の岩手工場（金ヶ崎町）と宮城県の宮城大衡工場を核とした自動車関連事業所の集積が進み、近年は半導体関連企業の立地も進んでおります。

今後さらに人口減少が進むことを見据え、分散型社会を構築していくためには、国道4号の改良整備による機能の拡充はますます重要となってきました。

また、国道4号は、一関市内では国道284号、342号、457号、主要地方道一関北上線などの東西幹線道路が接続する主要幹線道路となっており、当市は、「世界遺産 平泉」と当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目指しているところです。

については、産業振興、観光振興をより一層推進するため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

記

- (1) おおつき 大槻交差点以北（平泉バイパス境まで）の4車線拡幅整備
- (2) 修紅短期大学から宮城県境までの4車線拡幅整備

重点要望 4

国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備について

国道 343 号は、内陸と重点港湾である釜石港、大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線であります。陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や急しゅんな山地を越えなければならない地理的条件から、交通の難所となっております。

過去には、東日本大震災に関し沿岸部に向かう支援車両の多くが国道 284 号へ迂回を余儀なくされ、令和 7 年 2 月の大船渡市での大規模林野火災においても、応援の消防車両の多くが同じく迂回をしたところです。一般車両の通行においても、冬期の積雪・路面凍結時には通行が困難となることから国道 284 号へ迂回するなど、内陸と沿岸をつなぐ路線としての機能が十分に発揮されておられません。

県では、交通の安全確保と物流、観光ルート及び災害時の緊急輸送ルートとして国道 343 号笹ノ田地区の整備は急務であり、着実な進展が必要であるとのご理解から、「国道 343 号笹ノ田地区技術課題等検討協議会」において、現道における課題への対策について具体的にご検討をいただいているところであります。今後の展開については、沿線自治体、住民ともに大いに期待しているところであります。

については、国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備を早期に事業化するよう要望します。

重点要望 5

岩手県地域産業成長プラン（案）について

国は、これまでの地方創生で進めてきた取組に加え、「強い経済」の実現に重点を置いた「地域未来戦略」を取りまとめることとしており、先般、この「地域未来戦略」に連動する、岩手県における地場産業の成長・発展に向けた「岩手県地域産業成長プラン」の検討案が示されたところであります。

この案で示された分野およびエリアにおいて、具体的な自治体名が記載されておりましたが、一関市の明記がないことは極めて残念であります。

当市は、半導体や自動車関連産業が進出している岩手県南および宮城県北の中間に位置し、市内においても自動車関連企業をはじめ多数の企業が立地しております。

令和6年には、一関市、平泉町、産業団体や学校などによる「ものづくり人財の育成・確保・活躍に係る包括連携協定」を締結し、産学官の連携の下、ものづくり人財の育成・確保・活躍に向けた取組を進めているところです。

また、当市は国際リニアコライダー（ILC）の国内建設候補地となっており、将来的な多方面にわたる産業の創出が期待されます。

さらに、農業分野においては、当市の自然条件と地域特性を生かし、水稻、畜産、園芸などが複合的に経営され、農業産出額は県内で1位となっております。当市の森林は、全体面積の約6割を占め、豊富な

森林資源を有しており、林業の多様な担い手を創出するため、自伐型林業者の育成にも積極的に取り組んでおります。

これらの強みを最大限に活かし、岩手県との連携の下、県勢発展の一翼を担ってまいりたいと考えていることから、「岩手県地域産業成長プラン」へ一関市を明記するとともに、本県の産業振興における当市の役割を明確にするよう要望します。

一般要望 1

道路、河川等の整備及び災害防止対策について

(1) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防（ＪＲ磐井川橋梁）の早期完成について

近年、短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、全国各地で水害や土砂災害が発生し、尊い人命や社会経済への甚大な被害が生じております。また、すでに地球温暖化の影響が顕在化していると見られ、今後、さらに気候変動の影響による水災害の頻発化や激甚化が予測されております。

一方、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、国では、流域治水の実践及び防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策による河川堤防の整備、強化等により、治水対策を鋭意進められているところです。

このような中で、高さ等が不足したまま取り残されている鉄道橋梁が大雨の際の流木等を含む洪水流によって傾斜、流失、倒壊などとなる被害が、全国で相次いで発生しております。

この治水安全度の向上に大きな影響を及ぼす鉄道橋梁の被害は、河川堤防の整備と合わせた鉄道橋梁の架け替えが必要である認識はされているものの費用などの課題から、架け替えが進まないことによるものであります。

また、このような鉄道橋梁は施工年次が古く、現行の河川管理施設

等構造令に合致していないため架け替えが急務となっており、国の国土強靱化基本計画にも鉄道橋梁の豪雨対策の推進が明記されているところであります。

については、流域治水の実践及びさらなる推進に必要とされる河川堤防の整備に合わせた水災害対策に早急に取り組むよう、次の事項について国に働きかけることを要望します。

記

- ① 第1次国土強靱化実施中期計画による取組を着実に推進するため、治水関係予算を継続的かつ安定的に確保するとともに、高さが不足している鉄道橋梁について、河川堤防の整備と合わせた架け替え事業を速やかに推進すること
- ② 国土強靱化基本計画に掲げる鉄道橋梁の豪雨対策の推進のため、鉄道橋梁の架け替えを含めた必要な対策や事業費を負担する新たな枠組みの創設などについて、河川管理者・鉄道事業者等関係者の連携・協力のもと速やかに推進すること
- ③ J R 東北本線磐井川橋梁は、堤防よりも高さが低く、一関遊水地事業の一環として整備されてきた磐井川堤防区間の中で、未着手のまま唯一残されている状況であることから、J R 東北本線磐井川橋梁の架け替えについて、早期に着手すること



(2) 広域連携に資する幹線道路網の整備について

まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体で施策を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めることで大きな成果を得ることが可能となります。

当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣市町との協力、連携が重要であるとの認識から、また、地域間の交流の拡大による活力あふれる圏域づくりを目指すため、県境や市町境においても円滑な交通が確保された広域的ネットワーク機能を果たす幹線道路網の計画的な整備が必要と捉えております。

近年、国内各地において、局地的な集中豪雨などの災害が頻発しており、その被害は以前にも増して甚大になっていることから、非常時においても隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。

ついては、隣接市町とのネットワーク機能の確保や安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

記

① 国道 284 号の整備

(ア) 国道 284 号から三陸沿岸道路インターチェンジへのアクセス
道路の整備の事業化に向けた宮城県への働きかけ

(イ) 国道 284 号一関・気仙沼間の高規格道路整備の早期事業化

② 国道 342 号の整備

(ア) 花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備（整備済みの白

崖地区を除く。)

(イ) 大槻交差点から一関工業団地を経て、金沢地区までのルート変更

③ 国道 456 号の整備

(ア) 藤沢バイパスの早期実現

(イ) 摺沢市街地(四ツ角^{よっかど}交差点)の右折レーンの設置

④ 国道 457 号高梨交差点から萩荘小学校入口までの未整備区間における都市計画幅での拡幅整備

⑤ 県道の整備

(ア) 主要地方道一関大東線東山町柴^{しばじゅく}宿から大東町流^{ながれ}矢までの抜本的な改良整備

(イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間から北側区間の早期事業化

(ウ) 主要地方道弥栄金成線弥栄地区から金沢地区までの抜本的改良整備

(エ) 一般県道相川平泉線の抜本的改良

(オ) 一般県道折壁大原線大原^{はらいがわ} 弘川地区から上川原地区^{かみかわら}までの改良整備

(カ) 一般県道若柳花泉線涌津^{しもはら}字下原、二ツ檀^{ふたつだん}地内の歩道の早期完成

(キ) 一般県道長坂東稲前沢線長坂^{きたやまや}字北山谷から田河津^{たかがね}字高金地区間(通称：川底^{かわそこ}付近)の改良または歩道整備

(ク) (仮称) 栗原北上線の県道昇格

(3) 河川に係る整備促進について

当市においては、国が一関遊水地や宮城県境までの狭あい地区などで治水対策を進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためには、県管理河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。

ついては、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、一級河川の整備に関し、次の事項について要望します。

記

- ① 黄^{きのみ}海川の堤防の改修
- ② 滝沢川排水機場の整備

(4) 土砂災害の防止に向けた対策について

土砂災害防止対策については、県が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊による災害から人命を守るための緊急性の高い箇所に対してのハード対策を、市町村が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域等の箇所を周知する土砂災害ハザードマップ作成などのソフト対策を実施しております。

当市においては、令和3年度までに土砂災害警戒区域等が1,160か所指定され、さらに令和4年及び令和5年に県が公表した新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」は県全体の抽出箇所数の3割超である3,188か所となり、これまで以上に土砂災害防止対策の必要性が高まっております。

については、土砂災害の防止に向けた対策を行い、住民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を維持するため、次の事項について要望します。

記

- ① 県が指定する急傾斜地崩壊危険区域は、土砂等の崩落による直接的な被害が想定される箇所となっておりますが、指定要件基準の適用を拡大し、現に石垣など人工物や河川などを介し周辺家屋等に被害が発生している箇所や一部が崩落し危険な状態にある急傾斜地法面などについても指定を行い、速やかにハード対策を行うこと

- ② 土砂災害警戒区域等の指定がなされた区域においては、市町村において、指定後速やかに、ハザードマップの作成など住民の円滑な警戒避難を確保するためのソフト対策を講じることとなるが、指定箇所数が多く、また、防災・安全交付金の交付対象ではあるものの交付率が5割となっており、対象外となる業務もあることから、県において新たな財政支援制度を創設すること

(5) 宅地の災害防止対策への財政支援について

大規模盛土造成地の滑動崩落対策については、大地震等における滑動崩落による宅地の被害を軽減することを目的とし、地方公共団体等が実施することとされております。

当市においても、大規模盛土造成地の滑動崩落対策を進めるため、市が事業主体となり、令和元年度から変動予測調査を行っているところですが、その調査にかかる費用は、1か所あたり数千万円であり、国が3分の1、市が3分の2を負担することとされております。

また、変動予測調査により滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地が抽出された場合は、地方公共団体等が滑動崩落防止工事を実施することとされており、その工事に係る費用は、1か所あたり数億円から数十億円と想定されますが、国が4分の1（特定の要件合致で2分の1）、市が4分の3（特定の要件合致で2分の1）を負担することとされております。

については、大規模盛土造成地の滑動崩落対策を進めるため、県においても変動予測調査及び滑動崩落防止工事に対する財政支援を実施するよう要望します。



一般要望 2

地域医療体制等の充実について

(1) 県立病院医療体制の充実について

県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。

特に救急科、産婦人科など 24 時間対応が求められる診療科において、適切な救急医療体制を構築するためには、さらなる医師等の増員を含めた対応が求められております。

については、県立病院医療体制の充実のため、次の事項について要望します。

記

① 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう、体制を充実させること

② 常勤医師等の配置・増員

(ア) 磐井病院

- ・ 常勤医師等の増員が必要な診療科

救急科医、総合診療科医、呼吸器内科医、小児科医、緩和医療科医、助産師

(イ) 千厩病院

- ・ 常勤医師の配置が必要な診療科
整形外科医、脳神経内科医

(ウ) 大東病院

- ・ 常勤医師の配置が必要な診療科
脳神経内科医、整形外科医
- ・ 常勤医師等の増員が必要な診療科
内科医

(エ) 南光病院

- ・ 常勤医師の配置が必要な診療科
児童青年精神科医
- ・ 常勤医師等の増員が必要な診療科
精神科医（特にも中堅医師、精神保健指定医、児童思春期
を担当する常勤専門医）、公認心理師、医療社会事業士（精神
保健福祉士）

※ 上記以外の診療科においては、現状の常勤医師数を維持すること

(2) 奨学金養成医師の適正な配置について

平成 20 年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置は、平成 28 年度から始められ、当圏域には 28 人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。

今後においても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。

特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。

については、奨学金制度による養成医師の配置に関し、次の事項について要望します。

記

- ① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること
- ② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関へ継続的に必要医師数を配置するとともに、医療機関の機能に応じて専門医や総合診療医を適材適所となるよう配置すること

(3) 医師の働き方改革を踏まえた地域医療及び救急医療提供体制の確保について

少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在も顕著な状況の中、将来にわたって安心して子育てができ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域医療体制を維持していくことが課題となっております。

令和6年4月から医師の働き方改革が実施されておりますが、医師の偏在が根本的に解消されておらず、救急医療はもとより、周産期医療や小児医療などの地域医療提供体制に与える影響が懸念されるところであります。

また、当圏域は、宮城県北地域と日常生活圏を同じくしており、県境を越えた医療体制の構築が求められております。

地域医療に求められる役割はますます重要になっている一方、医師の高齢化などにより救急医療体制の維持が難しくなっており、この状況は当圏域だけの問題ではないと認識しているところです。

このような厳しい状況の中、小児救急医療電話相談事業（＃8000）や救急安心センター事業（＃7119）に取り組んでいただいていることは、地域住民の安心と救急医療体制の負担軽減につながるものであります。今後とも適正受診の啓発の推進と住民に安心・安全な医療提供体制を構築する取組が拡充されることを期待しております。

については、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持し

ていくため、特段の措置を講じるよう次の事項について要望します。

記

- ① 県境を越えた医療体制を構築するため、宮城県と医療体制の連携について継続して協議すること
- ② 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特に周産期及び小児の医療体制構築のための支援や人材の確保を行うこと
- ③ 県内全域で医師の高齢化などにより初期救急（一次救急）体制を維持することが難しくなっていることから、県として救急医療体制の対応方針を示すこと

(4) 居宅介護支援事業所への処遇改善の取組について

国では、介護職員の人材不足の解消と労働環境改善を図るため、介護報酬を改定し、令和8年6月分から賃金改善のための処遇改善加算制度を設けることとしているところです。

この加算制度は、当市と平泉町で構成する一関地区広域行政組合管内に設置している地域包括支援センター（以下「直営包括」という。）が担当する介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメント）も対象となっておりますが、介護予防支援業務の一部は、従来より直営包括が民間の居宅介護支援事業所に委託しており、委託を受けた事業所が加算制度の対象となるためには、委託元である直営包括職員の賃金改善を行う必要があるとされております。

直営包括の賃金改善は、条例改正等の手続が必要であり、一般職と同じ給料表を適用している直営包括の職員のみ改正することは他の職員との均衡上困難であることから、直営包括は加算制度の対象要件を満たさず、委託を受けた事業所についても加算制度の対象外となり、加算を受けることができなくなることが想定されます。

については、令和8年6月以降の処遇改善加算の取扱いについて、委託先の事業所が直接、処遇改善の届出ができ、確実に処遇改善加算を受けられる仕組みとなるよう国に働きかけることを要望します。

一般要望 3

地域公共交通に係る支援の拡充について

当市においては、人口減少や車社会の進展などによりバス利用者が減少し、利用料金収入や一部の公的補助だけでは路線の維持、存続が厳しい状況となり、民間路線バスは廃止や減便を余儀なくされております。

こうした状況を踏まえ、当市では、民間路線バスが廃止となった地域において市営バスの運行を行うとともに、乗換ポイントの整備、バス停表示の多言語化など、利便性の向上と利用促進を図る取組を進めております。また、高齢化社会に適合するよう、ドアツードアでの利用が可能なデマンド型乗合タクシーの導入エリアの拡大に取り組んでおります。

県では、地域公共交通体系の再編や利用促進に係る市町村の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費補助金や地域バス交通等支援事業費補助金による支援を行っておりますが、公共交通の維持、確保に係る市の財政負担は増大しております。

また、公共交通事業者においても、利用者の減少や物価、燃料費高騰などの影響により厳しい経営状態にあることから、事業継続のための支援が必要であります。

については、住民の日常生活に必要な移動手段の確保とさらなる利便性の向上を図るため、次の事項について要望します。

記

- (1) 広域的なバス路線の維持確保のため、公共交通事業者への継続的

な経営支援のほか、地域の実情や社会情勢に応じた財政的支援などの必要な対策を講じること

- (2) 地域公共交通を、利用者のみならず地域で支えていくため、国に対して財政的支援の継続と拡充を働きかけること
- (3) 地域公共交通を、利用者のみならず地域で支えていくため、県においても財源確保のあり方について検討すること

一般要望 4

産業の振興と人材の確保へ向けた多様な対策について

(1) IT関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保について

岩手県は、広大な面積の大部分が条件不利地域であり、北上川流域の平坦地を中心に、主に製造業の企業誘致が進められてきた経緯があります。中山間地域や山間地域である条件不利地域は人口減少や少子高齢化が進み、地域内の生産力の低下、経済活動の鈍化、担い手不足や限界集落などといった課題も生じている現状にあります。

当市では、女性や若者の地元定着と人口減少対策を図るため、「100億円を売り上げる企業を1社誘致するだけでなく、1億円を売り上げる企業を100社つくる」ことを目指し、仕事の種類や働き方の多様性の確保だけでなく、住まいに近いところに働く場を創出する施策に取り組んでおります。その一つとして、IT技術に関するノウハウを有した地域活性化起業人及び地域おこし協力隊を市内企業に派遣し、企業のDXの推進のための取組を行っており、企業からのニーズの高まりとIT、AIの需要の増加を感じております。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税免除の適用は、国において設備投資を促すための国策として実施しているものであることから、岩手県としても、自治体単位の支

援区分に加え、自治体内の地域ごとの実情に対応した支援制度の見直しが必要なものと考えます。

については、ＩＴ関連企業等の非製造業を対象とした支援制度及び均衡ある働く場の確保のため、次の事項について要望します。

記

- ① ＩＴ関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること
- ② 県の企業立地促進奨励事業費補助金において、一関市は工場等の新設のみが対象となっているが、過疎法の固定資産税免除の適用を受ける旧花泉町、旧大東町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村及び旧藤沢町については、工場等の新設に加えて増設の場合も対象とすること

(2) 高校生の就職を支援する就業支援員等の適正配置について

就職希望の高校生への進路相談対応、面接指導、未内定者の就職支援などを行う就業支援員について、令和8年度は、一関市及び平泉町を担当する2人が、ジョブカフェ一関に配置されているところです。

高校卒業予定の求職者が盛岡に次いで多い当地区においては、新規高校卒業者の中で卒業の年度内に就職が決まらないケースが4年連続で発生しており、また、少子化により各校の生徒数は年々減少しているものの、地元就職に向けた支援のニーズが複雑化していることから、現在の就業支援員の役割は非常に大きくなっています。

さらに、当地区は、宮城県との県境に位置していることから新規高卒者が県外へ就職しやすい状況となっており、令和7年度においては県内就職率が県内で最も低い状況にあり、管内就職率についてもおよそ4割となっている状況であります。

このことから市内の関係機関が連携し、「新規学校卒業・修了者の雇用に関する共同宣言活動」などに取り組み、地元への就職・定着の活動を行っているところです。

については、当地区の高校生に対する就職支援について、一人でも多くの高校生が地元就職するよう、一関地区を担当する就業支援員をこれ以上減員することなく、継続して配置いただき、併せて、キャリア教育コーディネーターによる積極的な支援を要望します。

(3) 県立高等学校再編計画（計画期間 R8～R17）に係る高校の配置について

県教育委員会では、県立高等学校再編計画において、県南地区の再編プログラムを示しております。

人口減少と急激な少子化が進行する中、中学生が多様な学校や学科を選択でき、進路希望を実現できる環境を維持するため、県立高校の広域的な再編が進められていることについては、一定の理解を示すところであります。

しかしながら、将来を担うこどもたちにとって、多様な学びの場が身近に存在し、どの地域に住んでいても等しく教育機会が確保されることは重要であります。

については、地域のこどもたちの学びの希望に応えられる環境を整えるため、地域の実情を踏まえた高校の配置に関し、次の事項について要望します。

記

- ① J R 東北本線、J R 大船渡線、東北新幹線など、公共交通機関を利用する通学者に配慮すること
- ② 地方創生の推進に大きな役割を果たしているとされる「地域校」であるかを判断するに当たっては、教育活動の充実と併せて、地域の振興の観点からも検討すること

(4) 県立高等学校再編計画（計画期間 R8～R17）に係る工業高校の新設について

県教育委員会では、県立高等学校再編計画において、一関工業高校と水沢工業高校を統合し、県南地域において大規模な工業高校を設置する方針を示しております。

本県における産業振興と人材育成の観点から、新設される工業高校の機能や設置場所をどのようにするかは重要な検討課題と捉えており、新設される工業高校を望ましいものとするため、次の事項について要望します。

記

- ① 本県の産業・ものづくりを支え、いわての発展をけん引できる力強い実業高校とするため、県の施策と連動した教育環境の充実に向けて、十分に議論を重ね、検討すること
- ② SDG s の理念を取り入れた「いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031」に基づき、地域社会、地元行政機関、高等教育機関及び企業等との連携のもと、特色ある教育課程、探求学習の取組を推進するとともに、地域や地域産業の抱える課題の解決や持続的な発展に寄与する人材の育成を図ること
- ③ IoT や AI 等、Society5.0 の進展を視野に入れ、専攻科を設置するとともに、IT 産業やDX の推進に必要な人材を育成する拠点校とすること
- ④ ILC の実現・建設を踏まえ、ILC 研究所との近接性に配慮す

るとともに、加速器や測定器など I L C に関する要素技術の分野で活躍できる人材の育成を図ること

- ⑤ 県内唯一の高等専門学校である独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校や、地域企業の研究開発力、技術力の向上を図る公益財団法人岩手県南技術研究センターとの連携により、高度な工業系人材の育成を図ること
- ⑥ 胆江ブロック、両磐ブロックの両ブロック全体での人材育成に資する工業高校の設置が望ましいことから、東磐井地区（千厩高校産業技術科）を含めた県南地域全体で等しく教育を受けられる環境を整備すること
- ⑦ 北上川バレープロジェクトの一翼を担うべく、盛岡工業高校及び黒沢尻工業高校との地理的な配置バランスを考慮し、適切な位置への設置とすること
- ⑧ 胆江ブロック、両磐ブロック全域の広いエリアにおける公共交通機関を利用した通学となることから、J R 東北本線や J R 大船渡線、東北新幹線を利用する通学者に配慮すること
- ⑨ 北上・金ヶ崎圏域や大崎・大衡圏域において自動車・半導体産業などのさらなる集積が見込まれることから、県境（岩手県南・宮城県北）における人材需要を視野に入れた立地とすること
- ⑩ 岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定すること

(5) 県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定の改定について

人口減少と急激な少子化を背景に、「中学生が多様な学校や学科を選択できて、進路希望を実現」できる県立高等学校の再編が進む中、若者が地方や地元で活躍できるようにするためには、地域の関心を集める魅力のある高等学校と、世界で活躍できる人材の育成の両方が必要となっております。

当市には、高等学校や高等教育機関が多く所在している環境から、学生が多く集まり、様々な分野で活躍する人材の育成につながってきた現状がありますが、急激な少子化は、高等学校の生徒数の減少にも影響を及ぼしております。

このような中、当市では、生徒の下宿費用の助成や学生寮の整備に係る補助を行い、当市に所在する高等学校で学びたいという意欲のある生徒の確保と負担軽減に努めるとともに、多くの学生が集まり日常的な研鑽が行われる魅力ある高等学校の維持に取り組んでおります。

一方、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定においては、合併前の市町村を単位とし、現在の市町村とずれが生じていることで、生活圏を同じくする宮城県の生徒の進路選択の妨げとなっており、岩手県で活躍できる人材の確保につながっていない現状にあります。

については、岩手宮城県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定について、現在の合併前旧市町村を単位とするものから現行の市町村を単位とするものに、範囲を拡大し改定するよう要望します。

(6) 岩手県主導による人材確保を見据えた日本語教育の取組について

近年、インバウンドの拡大や人口減少を背景に、外国人労働者の存在がますます重要となり、県内企業においても外国人労働者の受入れが進んでおります。しかしながら、言語の壁が業務の円滑な遂行や地域社会への適応の妨げとなっており、さらに育成就労制度への移行に伴い、外国人労働者の日本語能力の向上が不可欠な状況となっております。

他県においては、県の主導により、人材確保を見据えた日本語教育の実施・展開に取り組んでいる例もあるところであり、学生の募集から働く場の提供までを視野に入れた一連の流れでの取組は、外国人から選ばれる地域となることに直結するものであります。

ついては、外国人に対する、人材確保を見据えた日本語教育の展開について、岩手県の主導により取り組むよう要望します。

(7) 外国の運転免許証の日本の免許証への切替手続について

外国の行政庁などが発行した有効な運転免許を所持している外国人については、所定の手続を経ることにより、日本においても自動車の運転ができることとされております。

当市は、公共交通機関が充足しているとは言えず、買い物など日常生活においては自動車が欠かせないことから、運転免許を所持していない外国人を雇用している事業者は、日本人従業員が外国人就労者を目的地まで送迎して外国人就労者の生活を成り立たせている状況にあり、外国人の日本国内で自動車を運転するための免許の所持の必要性が高まっております。

令和7年度の当市からの要望への回答で、切替えのための書類審査後の知識と技能の確認には迅速に対応していただいていることを認識したところでありますが、その前段の受付から書類審査を受けるまでについては、依然として長期の待機期間を要している状況が続いております。

については、交通安全が保持されつつ、外国人の日本での生活の質の向上が図られるよう、外国の運転免許の日本での運転免許への切替手続の迅速化について引き続き要望します。

一般要望 5

子育て支援の充実について



(1) 産後ケア事業の推進について

出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業について、当市においてもケアの提供体制の整備を進めておりますが、きめ細かな子育て支援として需要が年々高まっていることから、十分に対応できていない状況にあります。

産後ケア事業については、ケアに当たる助産師、看護師などの専門職の確保が市町村単独では困難であり、需要に見合ったケアを提供できていない現状から、国は、令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、必要とする全ての母子がケアを受けられるよう、都道府県は市町村の管内で事業の委託先が確保できない場合に、市町村の区域を超えた広域的な調整を担うこととされたところであります。

については、産後ケアを、必要とする母子に対し十分に、かつ、持続して提供するため、市町村の区域を超えてケアの提供を受けられる仕組みづくりや全県下での事業の委託先の確保など、広域的な事業実施に向けた調整を行うよう要望します。



(2) 児童発達支援センターの財政支援について

児童発達支援センターの設置については、国において、令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することが基本と示されており、県においても、第3期岩手県障がい児福祉計画の中で同様の整備方針が定められ、県内においては、令和8年4月1日現在で、9圏域中3圏域において設置されている状況となっております。

当市においても、児童発達支援センターの早期設置を目指し、県からの助言等を受けながら、設置に向け関係機関との調整を進めております。

児童発達支援センターの事業に要する費用については、国の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金により、国と市町村において1/2を負担するとされておりますが、都道府県においても1/4以内の額を補助することができると定められているところであり、令和6年7月こども家庭庁発出の「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」第2章－2－(1)都道府県の役割・取組においても「制度や全国的な好事例等も踏まえて専門的な視点から財政面・ノウハウ面で支援すること」とされているところです。

については、児童発達支援センターの設置を進め、障がい児が質の高い支援を受けることのできる環境を整備するため、次の事項について要望します。

記

- ① 児童発達支援センター事業費に対し財政面の支援をすること
- ② 県域全体の支援体制の整備を推進する立場から、専門的な知見に基づく助言をはじめ、県内他圏域及び県外における先行事例の情報提供、課題解決に向けた相談対応、関係機関との連絡調整、設置準備から運営開始後までの継続的な伴走支援など、財政支援のみならずノウハウ面においても、早期設置に向けた積極的な支援をすること

(3) 学校部活動の地域展開に向けた財政支援について

学校部活動の地域展開については、岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針において、『『地域の子ども達は、学校を含めた地域で育てる。』という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの』とされております。

当市においても学校部活動の地域展開を進めており、令和8年度においては平日及び休日に活動を行う全日型地域部活動が7団体、平日の教員の勤務時間外及び休日に活動を行う休日型地域部活動が55団体となっておりますが、地域への展開をさらに進め、子ども達がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって継続的に提供するためには、学校部活動の受け皿となる多様な地域クラブの設立とその活動の支援を行うことが重要となります。

ついては、学校部活動の地域展開により子どもの望ましい成長を保障し、体験格差の解消を図るよう、次の事項について要望します。

記

- ① 当市において地域部活動と地域クラブ活動が混在する移行期間が生じることを鑑み、地域クラブ活動への円滑な移行を加速させるため、県において、既存の地域部活動を対象とした新たな補助制度を創設すること
- ② 地域部活動を地域クラブ活動として展開していくに当たり、休日の活動費等の支援に係る補助率嵩上げを国に働きかけるとともに、

県において平日の活動費等を支援する補助制度を創設すること

(4) 特別支援学級における児童生徒の人数の引下げについて

特別支援教育については、当市では教育における重要な課題として捉えており、児童生徒の自立の支援のため、児童生徒への個別の支援に対応する職員を 38 人配置しております。保護者や地域においても特別支援教育に関する理解がなされ、特別支援教育を積極的に選択する家庭も多い状況となっております。

現在、特別支援学級の 1 学級当たりの人数は、国においては 8 人を上限とする取扱いとされ、岩手県においても同様とされておりますが、児童生徒一人ひとりに向き合った学びの提供、きめ細かな指導をするに当たっては十分に行き届かないことがある状況です。

学校によっては、特別支援学級に在籍する児童生徒以外にも個別の支援を必要とする児童生徒がいる場合もあり、学校生活の一部のみを特別支援学級へ通級するといった児童生徒の個々の状況を踏まえた学びの選択肢を提供する上でも、特別支援学級の上限人数の引下げは重要なものと考えます。

については、県独自の施策として、特別支援学級における 1 学級当たりの児童生徒の人数を「6 人」へと引き下げるよう要望します。



一般要望 6

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について

原発事故による放射性物質汚染は、震災から 15 年を経過した現在もなお、当市に大きな被害を与えております。

一部の山菜を除き、山菜や野生きのこ類の出荷制限解除の目途は立たず、産地直売関係者も主力となる商品が販売できない状況が続いております。

原木しいたけについては、原発事故により地元産の原木を使用できないことが再生産や新規参入の障壁となっており、県内有数の原木しいたけ産地の再生には、安全な原木の確保などの取組を今後も継続していく必要があります。

農林業系汚染廃棄物のうち牧草、稲わらについては処理が進まず、一時保管が長期に及んでいることから、農家所有地などに設置した保管施設の維持管理に苦慮している状況です。

このような実態を踏まえ、県においては、次の事項に関し迅速かつ万全の措置を講ずることについて、国及び東京電力ホールディングス株式会社に働きかけるよう要望します。

記

(1) 原木しいたけ産地再生への支援について

- ① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格水

準に見合った原木購入費の掛り増し賠償の実現に向けた強力な支援を実施すること

- ② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と、課題となっている植菌適期内の原木の納入の実現へ向けた、実態に即した支援を実施すること
- ③ 立木等に関し、福島県と同様の財物賠償の実現に向けた支援を実施すること
- ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている、原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること

(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について

- ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること
- ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修や一時保管施設の集約化に向けた施設整備や運搬など、適切な保管とするための全面的な支援を実施すること

(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について

産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること

一般要望 7

地デジ県内放送の難視聴対策について

当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう、国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至っておりません。

また、テレビ共同受信組合が保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、組合の自力による施設改修は困難な状況となっております。

テレビ放送は、災害情報などの住民の生命、財産の確保に必要な情報を提供するといった重要な役割を果たしているにもかかわらず、同じ情報を得るために、受信が不利な地域では受信設備を整備しなければならず、より大きな負担を強いられる状況となっております。

については、総務省が行っているデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会などの内容を踏まえ、次の事項について国及び放送事業者に働きかけるとともに、財政支援制度を創設するよう要望します。

記

- (1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策を検討するとともに、市で実施可能な受信環境改善策を目的とした財政支援制度を創設すること

- (2) 地上波を直接受信することができる世帯と同等の負担となるように、テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費に対する財政支援制度を創設すること
- (3) これまで実施してきた受信対策の課題を整理し、住民負担が生じないよう配慮した上で、地上波の代替手段の検討を進めること

一般要望 8

持続可能な農林業への支援について

(1) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について

当市は、中山間地域を多く抱え、水田整備率は東北の中で最も低い岩手県平均からさらに 10%以上低い現状となっております。

また、当市では現在、17 地区で基盤整備事業が実施されておりますが、事業期間が長期化し、その結果として事業費総額が増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いております。

については、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について要望します。

(2) 多面的機能支払制度の予算確保について

農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されているところです。

多面的機能支払制度においては、平成 27 年度以降、活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、活動組織の計画的な活動（水路整備等）に支障をきたしております。

については、多面的機能支払制度において、要望額を満額確保することについて、国に要請するよう要望します。

(3) 自伐型林業者の育成への支援について

当市では、林業就業者の高齢化が進んでいることから、林業の多様な担い手を創出するため、身近な地域の森林の整備を自ら行う自伐型林業者の育成に令和5年度から取り組んでおります。

自伐型林業は、定期的な間伐を繰り返し、間伐材収入を得る形態ですが、間伐材の搬出のための作業道開設に小型重機が必要となるものの購入費用が課題であり、また、初期の間伐では低質な木材の割合が多く収入につながりにくいことから、就業初期段階での支援が必要であります。

一方、この支援策と考えられる里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金については、地域活動ではなく林業として取り組む複業実践型の場合は3人以上で構成される法人でなければ採択されないなどの容易に活用できない制度となっているほか、森林整備・林業等振興整備交付金についても3人以上で組織する団体が対象かつ小型重機の購入は対象外など、自伐型林業者の育成支援には活用しにくい制度となっております。

また、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金による「チェーンソーなど必要な資機材の整備」の支援メニューはあるものの、十分な予算が確保されておらず、実際には交付されていない状況にあります。

については、いわての森林づくり県民税のさらなる活用も視野に入れ、間伐や作業道整備、作業道開設に要する小型重機の購入に係る岩手県

独自の支援制度を創設するよう要望します。

一般要望 9

水道施設整備と生活用水確保への財政支援について

水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であります。当市では、安全な水道水を安定供給できる信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の強化のため、令和4年10月と令和6年4月に2段階での水道料金の改定を行うなど経営の改善に取り組んでおり、現在は施設統廃合の検討を進めているところです。

当市では、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合は困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しております。

さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれ、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難となっております。

また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による水道供給が技術的、物理的に困難な水道未普及地域では井戸等の自家水源を使用しておりますが、昨年度は少雨により多くの井戸枯れが発生しました。市では、このような水道未普及地域の生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、浄水施設設置に対する助成を継続的に行っており、こういった生活用水確保を目的とした対応は他の自治体においても同様と伺っているところです。

こうした中、有機フッ素化合物（P F A S）について、他の自治体において検出されたことを受け実施した当市の検査において、北上川の伏流水を水源とする一部の原水などから、国が定める暫定目標値を大幅に下回る数値ではあるものの、検出がされたところであり、令和8年度からの同物質の水質基準化に伴い、水質検査に要する経費が大幅に増加する見込みです。

については、水道事業の安定経営と安全な水の確保を図るため、次の事項について要望します。

記

- (1) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した上水道事業の施設更新についても対象とするとともに、旧簡易水道事業の高料金対策に要する繰出金に係る地方財政措置について、統合前基準額により措置を継続するよう国に対し要望すること
- (2) 防災・安全交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」とされている要件を、基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること
- (3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用について、公営企業が所有する施設を対象とした財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること
- (4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設す

ること

- (5) 有機フッ素化合物（P F O S 及び P F O A）について、引き続き、北上川流域を対象に、県において環境調査を実施し、調査結果を関係水道事業者へ情報共有すること
- (6) 水道事業者が行う有機フッ素化合物（P F O S 及び P F O A）の検査費用について、国に対し、財政支援制度の対象とするよう働きかけること



一般要望 10

流域下水道に係る負担金について

当市では、昭和 56 年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めてきております。

しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化しており、特にも人口減少の影響により有収水量の大きな増加は見込めない状況であることから、令和 9 年度以降の公共下水道事業については、新たな区域での下水道整備は行わない方針とし、浄化槽の設置整備を促進していく見直しをしたところであり、この内容を本年度に改定する汚水処理計画に掲載する予定であります。

このような中、岩手県流域下水道維持管理負担金は、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年を令和 6 年度と比較すると、各年度とも年 1 億円以上、増額されており、関連市町には大きな負担となっております。

また、近年の物価上昇やエネルギー価格の高騰、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加などへの対応は必要であります。一方で、近年の負担金の増額は、当市の下水道事業をとりまく経営環境が一層厳しさを増す中で、今後の安定的な事業運営に重大な支障をきたすおそれがあります。

については、将来の人口動向や流入実績等を十分に踏まえた上でのダウンサイジングを含む施設最適化など、現状を踏まえた流域関連公共

下水道事業となるよう、次の事項について要望します。

記

- (1) 施設や設備の更新に当たっては、今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう、施設の適正化を図り、事業費の低減や平準化に努めること
- (2) 流域下水道に係る負担金の算定に当たっては、県費負担の検討や利益剰余金の活用を進めるなど、負担金の増額を抑制する方策を講じ、関連市町の財政負担が過度に増加しないように配慮すること
- (3) 事業運営にあっては、進捗状況や必要となる費用について、関連市町により一層、定期的な報告を行うとともに、負担金に影響が生じる場合は、早急に協議を行うこと



一般要望 11

「ひらいずみ遺産」骨寺村荘園遺跡の保存活用等への財政支援について

世界遺産「平泉」の拡張登録を目指してきた骨寺村荘園遺跡は、令和5年8月に県と関係市町において、国への推薦を見送るという結論が出されましたが、その際に世界遺産「平泉」の構成資産及び骨寺村荘園遺跡をはじめ拡張登録を目指してきた関連5資産を「ひらいずみ遺産」と定め、一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信に取り組むとともに、当該資産を活用した文化観光の取組を推進することが示されました。

骨寺村荘園遺跡は、平成15年に文化庁からの要請により、世界遺産登録を目指す「平泉の文化遺産」の構成資産に加わりましたが、平成20年の登録延期の際に、文化庁からの要請により推薦資産からは一旦除外され、拡張登録を目指すこととなっていました。

地域住民は、世界遺産登録を信じ、国・県の要請に従って、長年に渡り遺跡の保存や景観保全に取り組んできたところであり、拡張登録の取組が一区切りとなった現在も、日常生活の利便性や農業生産の効率性に一定の制約が生じる中でも、遺跡や景観の保存・保全に取り組んでおります。

については、「ひらいずみ遺産」の振興の観点から骨寺村荘園遺跡の景観保全や来訪促進等の取組に対し、個別のニーズに柔軟に対応した県

独自の新たな財政支援を創設するよう要望します。

一般要望 12

防災庁地方拠点の付属機関である（仮）防災大学校の誘致について

県においては、先月、防災局及び（仮）防災大学校の本県への誘致を国へ要望しました。東日本大震災からの復興までの取組を着実に進めてきた岩手県は、立地に良好な条件を有しており、大いに期待しております。

当市は、令和7年当初から、防災庁地域拠点誘致に関する検討を開始し、同年7月には国に対し、防災庁地方拠点の設置に関する要望書を提出したところです。

当市におけるこれまでの被災経験や東日本大震災、大船渡山林火災をはじめとする他自治体への災害支援実績、記録と記憶の伝承・継承としての災害遺構の保存、大規模遊水地の整備と運用などは、防災大学校に期待される「地方自治体職員や民間人材も対象とした研修等を行い、体系的な防災人材育成」に有用であり、交通アクセスや気候など、教育環境として良好な条件を有している自治体の一つと考えております。

については、岩手県との連携の下、政府が掲げる「人命・人権最優先の『防災立国』の実現」に向け、防災大学校などの建設に当たっては、土地の確保に優位性を持つ一ノ関駅東口の工場跡地を建設候補地として国に働きかけるよう要望します。